

針においても、アジア健康構想と同様、裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を理念として掲げているところ、アフリカ固有の課題を念頭に置いた持続可能なヘルスケアの構築するため、引き続き具体的な検討及び取り組みを進めていく。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

WHO主導によって2020年に開始されたDecade of Healthy Ageing (2020-2030) (健康的な高齢化に関する10カ年 (2020-2030)) は、全ての人々がより長く、より健康に生きることができる世界を目指し、高齢者・家族・コミュニティに焦点を当て、ライフコースアプローチによって取り組むものである。各国政府のリーダーシップのもと、多分野、マルチステイクホルダーの関与、連携を進めることが期待される中、我が国はWHOやUNFPAなどの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

平成31年2月にはフィリピン保健省と、令和元年7月にはベトナム保健省と、令和元年8月にはウガンダ保健省、セネガル保健・社会活動省、タンザニア連合保健・村落開発・ジェンダー・高齢者・児童省、ガーナ保健省、ザンビア保健省との間でヘルスケア分野における協力覚書を交換し、各国とのそれぞれの覚書に基づきヘルスケア分野における協力の深化及び民間事業の振興を図ることを確認した。また、令和元年10月には、インド保健家族福祉省との間でヘルスケアと健康分野における協力覚書に基づく合同委員会を開催し、同覚書に基づく協力をを行うモデルプロジェクト候補の考え方等を確認した。今後も左記国々とは覚書及び覚書に基づく合同委員会によって確認した事項を一層深化・推進していくこととし、またその他の国々

とも、このようなアジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく協力の推進に向けた取組を行っていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

6 全ての世代の活躍推進

(1) 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備等総合的な少子化対策を推進していく。

また、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に基づく取組を推進する。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

第4次男女共同参画基本計画に定めた具体策や成果目標の実現に向け、重点的に取り組むべ

き事項についてとりまとめた「女性活躍加速のための重点方針2020」を策定し、あらゆる取組を着実に推進していく。

また、令和元年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化等が図られることを踏まえ（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）、その円滑な施行に向け、関係法令の改正内容の周知を行う。

さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行う。

民間事業主に対しては、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、中小企業における女性活躍推進法に基づく取組を支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施するとともに、実際に行動計画に定めた数値目標等を達成した事

業主に対する「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の支給や、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定取得の勧奨等により、女性活躍推進法に基づく取組を促進する。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため改修を行うとともに、引き続き女性活躍推進法の実効性確保を図るため、策定された行動計画に沿って適切に取組が行われるよう助言等も併せて行っていく。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、地域の農林水産業に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進や女性による事業活動の促進、地域農業のリーダーとなり得る女性農業者の育成、農業における子育て地域ネットワークへの支援等により、女性の地域や農林水産業の経営での活躍を推進する施策を実施する。